

# 住所変更の手続きを忘れていませんか？

最近、共済組合からの郵便物(年金・健康保険・共済生活保険等)をご自宅へ送付する際、住所変更が行われておらず、郵便物が届かないケースが増えています。

重要な書類を送付しておりますので、転居等により住所が変わった場合は、所属所の共済事務担当課を経由して「組合員及び被扶養者の登録事項変更申告書」をご提出ください。

住所変更による組合員証等の再交付は行いませんので、住所変更の届出後に、組合員証等の裏面「住所」欄に記載の旧住所を二重線で抹消し、余白部分に新住所をご記入のうえ引き続きご使用くださいますようお願いいたします。

**ご注意  
ください!!**

住所変更に伴い、組合員と被扶養者が別居(同一住所であっても別世帯となっている場合は別居とみなします。)となる場合は、遠隔地の申請と生活費の仕送り(毎月、金融機関での振込み。)が必要となります。

2年に1度の「被扶養者状況調査(検認)」の際には、過去2年分の仕送り状況が確認できる振込明細書等をご提出いただきますので、書類は大切に保管してください。

住所変更・遠隔地の申請手続きや仕送り額の計算等につきましては、このほかにも細かく定められています。

詳しくは、共済組合ホームページに掲載の「被扶養者認定基準及び取扱い」等をご覧ください。保険課までお気軽にご相談ください。